

○多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱

平成 21 年 3 月 31 日告示第 62 号

改正

平成 23 年 2 月 28 日告示第 29 号

平成 26 年 10 月 27 日告示第 239 号

多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市のごみ収集車に掲示する広告に関して、必要な事項を定める。

一部改正〔平成 26 年告示 239 号〕

(広告媒体)

第2条 広告を掲示する車両は、市が所有するごみ収集車のうち、市長が定める車両とする。

(広告の内容)

第3条 多治見市広告掲載取扱要綱(平成 19 年告示第 55 号。以下「取扱要綱」という。)

第4条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 環境に配慮した事業や環境について宣伝、啓発している内容が含まれるもの

(2) 廃棄物収集運搬業等、廃棄物を取扱う業種又は事業者の広告でないもの

2 市長は、広告のデザイン及び内容について、広告媒体のイメージを損なうことのないよう広告主と調整することができる。

一部改正〔平成 26 年告示 239 号〕

(広告の掲示方法)

第4条 広告の掲示は、広告主が作成したマグネットシート又はラッピングフィルム(剥離可能な素材に限る。)の車体への貼付によるものとする。

2 マグネットシート又はラッピングフィルムの作成、車両への掲示及び掲示終了時の車両からの剥離は、広告主が行うものとする。

一部改正〔平成 26 年告示 239 号〕

(広告の掲示期間)

第5条 広告の掲示期間は、次のいずれかとし、いずれも更新することができる。

(1) 1年

(2) 1箇月

(広告の掲示位置、掲示面積及び掲示料金)

第6条 広告の掲示位置及び掲示面積は広告の募集を行う際に提示する。

2 広告の掲示面積は、募集を行う1面ごとに平方メートル単位で計測し、小数点第2位以下を切り捨てる。

3 広告の月額掲示料金は、掲示面積に5千円を乗じて得た額とする。

4 前項の規定にかかわらず、車両1台の全掲示面に1者が1年広告を掲示する場合の掲示料金は、前項の規定により算出した月額合計額に12を乗じて得た額(掲示面の一部が扉の開閉により一時的に外部から見えなくなる構造の車両については、月額合計額に12を乗じ、更に0.9を乗じて得た額)から1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

5 車両1台につき2者以上の広告を掲示することができる。

一部改正〔平成23年告示29号〕

(広告掲示料金の還付)

第7条 納入済の広告掲示料金の還付については、取扱要綱第18条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。ただし、年間全面使用の料金を納入した場合の還付については、当該年間全面使用の料金から各面の1箇月当たりの料金の合計額に掲示した月数を乗じた額を差し引いた額(その額が0円を下回る場合は0円)とする。

一部改正〔平成23年告示29号〕

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市のごみ収集車に掲示する広告について必要な事項は、取扱要綱に定めるところによる。

全部改正〔平成26年告示239号〕

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日告示第29号)

1 この告示は、平成23年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の多治見市ごみ収集車に掲示する広告に関する要綱の規定は、施行日以後に広告掲示の申請をしたものに係る広告掲示料金から適用し、施行日前に広告掲示の申請をしたものに係る広告掲示料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年10月27日告示第239号抄)

1 この告示は、告示の日から施行する。

7 改正後の各要綱の規定は、この告示の施行の日以後に広告掲載を募集する広告について適用し、同日前に募集する広告については、なお従前の例による。